



暮らしに役立つ情報

「おれおれ詐偽」 被害にあわないために

高齢者に対して、息子や孫をかたって、金銭を要求する詐偽事件が多発しています。親が子を思う気持ちや、孫をかわいがる気持ちを利用した卑劣な犯罪です。この種の犯罪を追放しましょう。ご家族・友人の間でこの事件を話題にし、情報を共有して同種の犯罪に遭わないように注意しましょう。

事案としては、高齢者宅に電話を掛け、電話に出た人に対し息子や孫をかたって、「交通事故を起こしてしまったからお金が必要だ」などと話し、指定した銀行などの口座に数10万円を振り込ませるものです。



【事件の特徴】

- 犯人は男性の場合も女性の場合もあり、言葉巧みに関係者を装います。
- 被害者の多くは高齢の方です。(但し、30代の方も被害にあっています。)
- 犯行は午前10時頃から午後6時頃までの間に行なわれていますが、深夜午前0時過ぎに行なわれたケースも見られます。
- 「酒を飲んでいたので、警察には言えない」「お母さんには言わないで」と泣きつきます。
- 「サラ金からお金を借りなければ」と不安がらせます。

その他

「息子(孫)さんに車をぶつけられた」「友達のバイクを壊しちゃった」「滞納している家賃を払え」などの手口があります。

【対策】

◎電話を受けた方へ

- 電話を切った後、息子さんやお孫さんなど、本人または家族関係者と連絡を取り、必ず事実かどうかを確認しましょう。
- 不審に思ったら、すぐに警察に通報してください。
- 脅迫めいた言動を受けることもありますが、毅然とした態度で接し、すぐに警察に通報してください。

◎ご家族・関係者の方へ

- 家族などでこのような犯罪が発生していることを話題にし、情報を共有して同種の犯罪に遭わないように注意しましょう。
- 特に、若い方や疎遠になっている親戚など、思い当たる方がいるようなら、連絡を取り、無事を確認しましょう。

下水道審議会が答申

平成16年4月の一部供用開始を迎えるにあたり、都留市下水道条例を制定する必要があることから、「都留市公共下水道事業審議会」を平成13年12月に設置し、15名の審議会委員を委嘱しました。審議会では、市長からの諮問事項であります「受益者負担金」、「下水道使用料」の単位負担額などについて、精力的に審議を重ねていただきました。

去る7月3日の審議会においては、最終的な答申内容について結論を出していただき、7月11日に市長に対しまして答申が行われました。この答申に基づき、下水道事業の基本となります都留市下水道条例(案)を9月の定例市議会に提案する予定です。条例などが制定されましたら、平成16年4月から供用開始される区域の皆様には、下水道を利用していただくために、宅地内排水設備工事や受益者負担金、下水道使用料など細部についての説明会を11月頃に開催(予定)しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



老人保健からのお知らせ

◎県単老人医療制度(山梨県老人医療費支給事業)による受給者証の更新手続きについて

県単老人医療制度の適用が受けられる方は、年齢が68歳～69歳(65歳～67歳の一人暮らし老人で都留市内に一親等以内の血族がいない場合)で、医療保険に加入しており、所得が一定基準以下の場合です。



この県単老人医療制度を受給される方について、毎年9月に受給資格の確認見直しが行われ、10月1日より受給者証が更新されます。

この受給者証更新のための手続き(検認)を、9月中に市役所の市民生活課で行います。該当者には更新手続きについてお知らせいたしますので、通知が届きましたら手続きにお越しくください。

問合先 市民生活課 国保医療担当